【３】医療処置に関連した医療事故

第３回報告書[注1]では「グリセリン浣腸により腸管穿孔を生じたと考えられる事例」を分析班において広く共有すべき事例であると考え、情報提供を行った。社団法人日本看護協会は平成１８年２月「立位による浣腸実施の事故報告」を、緊急安全情報として提供している。

（１）医療処置に関連した医療事故の現状

平成１８年１月１日から平成１８年３月３１日の間に報告された医療事故事例のうち、浣腸に関連するものは１件であり、「患者の希望により、トイレにおいて立位でグリセリン浣腸を実施した後、腸管穿孔を起こした」事例であった。

（２）医療処置に関連したヒヤリ・ハット事例の現状

本報告書では、第１７回ヒヤリ・ハット事例収集[注2]において報告された医療処置に関連したヒヤリ・ハット事例の中でも、浣腸に関連した記述情報の主な事例３件を図表Ⅲ - ８に示す。

（注１）　医療事故情報収集事業第３回報告書４５頁参照。
（注２）　第１回～１６回ヒヤリ・ハット事例収集に関しては５～６頁参照。

図表Ⅲ - 8　ヒヤリ・ハット事例　記述情報（浣腸）

No.	事例の内容	背景・要因
1	グリセリン浣腸を施行する際、十分温度確認をすることなく施行したため、浣腸液の温度が高すぎた。患者から「熱いからもういい」との言葉が聞かれ、浣腸を中止した。その後、医師に報告し様子観察した 。患者には特に異常は認められなかった。	・指導システムがうまく機能していなかった。 ・おしぼりを温める清拭車（清拭に使用するためのタオル等に給水、加温、保温するための装置。病室間を移動できるように車輪が装着されている。）の中で長時間浣腸液を温めたため高温となった。
2	術前処置のため、身障者用トイレでグリセリン浣腸（１２０ｍｌ）を施行した。ナースコールがありトイレに行くと、排便後気分が悪くなり、座ったまま前に倒れ、前額部を打ち、眼鏡のレンズが割れて顔面より出血していた。医師により創部処置を行った。手術は予定通り実施された。患者は手術の前日に入院し、問診の際、「以前にも浣腸後に気分が悪くなり転倒した。」と看護師に話していたが、記録に残されていなかった。	・患者情報の整理、伝達と共有の捉え方（感性、優先順位など）に問題があった。 ・グリセリン浣腸に対する危険予知、予測と、その予防を学習することが課題である。特に、先輩看護師の経験の活用方法などが課題である。
3	４日間排便がなく浣腸を施行した。排便のため、患者をトイレへ誘導した後、看護師はその場を離れた。患者がトイレ入口にたどり着いたとき、肛門より、浣腸液が排出するとともに出血を認めた。医師の診察にて内痔核からの出血と分かったが、浣腸による内痔核の損傷の可能性がある。点滴を施行し、様子観察した。	・他に浣腸を施行する対象患者が３名おり、一人一人への処置、対応が機械的になった。